



広報

にしおこっぺ

2025
令和7年

秋号

No.340



第42回むら興しまつり「ウエンシリ太鼓」(令和7年8月31日)

主な内容

【頁】

- 議会通信2~8
- ホテル森夢令和6年度決算の概要9
- 令和6年度各会計決算の概要10~11
- 村の人事行政の運営等の状況12~13
- 各種おしらせ14~15
- 南幌町在住の越智良男様より体験農園
コテージへ掛時計をご寄贈いただきました15
- クリスティーン・ハフALT講師の滞在記16~17
- 子育て支援センター『里住夢』だより18
- 保健師だより18
- 敬老会が開催されました19
- 88歳(米寿)のお祝い金贈呈20

＝村づくりの合言葉＝

(第5期西興部村総合計画より)

夢、おこす村
にしおこっぺ



西興部村ホームページ <https://www.vill.nishiokoppe.lg.jp>

交通事故死ゼロ新目標35年(令和12年1月30日24時)達成予定

議会通信

【第3回臨時会（令和7年7月17日招集 会期1日間）】

■一般行政報告（菊池村長）

報告事項	報告内容
1. 工事請負契約等の締結について	令和7年第2回村議会定例会（6月6日）以降の工事等発注状況（工事金額等が議決要件に満たないもの）について（別表1のとおり）
2. 寄附の受納について	令和7年6月1日から6月末日までの寄附の受納状況 ・木夢事業寄附金 1件 1万円 ・ふるさと応援寄附金 19件 28万5千円
3. 諸要望について	去る6月26日及び27日、西紋別地区総合開発期成会及び高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会において、北海道庁、北海道議会及び北海道開発局に対して、次の事項を要望しました。 【西紋別地区総合開発期成会要望事項】 ①国道239号線天北峠の視距改良工事の早期完成について ②主要道道遠軽雄武線（上藻地区）の整備促進について ③道営草地畜産基盤整備事業（草地整備型）の推進について ④中藻興部・興部線の携帯電話不感地帯における緊急通報体制の整備について 【高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会要望事項】 ○旭川・紋別自動車道の事業推進 ・「遠軽～上湧別道路」の事業促進について ・「上湧別～紋別」間の調査促進について

■審議された議案等と審議結果

議案番号	議案等	議案等の内容	審議結果
承認第1号	専決処分した事件の承認を求めることについて	一般会計補正予算（第4号） 国の法律改正に伴う投票立会人報酬の増額などに係る補正予算の専決処分について審議しました。 （補正額）6万7千円 （補正後予算総額）29億1,010万円3千円	原案承認
議案第1号	令和7年度西興部村一般会計補正予算案について	一般会計補正予算（第5号） 国による自治体情報システム標準化の運用に必要なガバメントクラウド利用料等や小・中学校における校務支援システムの導入に係る経費などの増額補正について審議しました。 （補正額）1,737万円2千円 （補正後予算総額）29億2,747万円5千円	原案承認

【第3回定例会（令和7年9月17日招集 会期2日間 *1日間で議了）】

■一般行政報告（菊池村長）

報告事項	報告内容
1. 工事請負契約等の締結について	令和7年第3回村議会臨時会（7月17日）以降の工事等発注状況（工事金額等が議決要件に満たないもの）について（別表2のとおり）
2. 寄附の受納について	令和7年7月1日から8月末日までの寄附の受納状況 ・ふるさと応援寄附金 57件 306万2千円
3. 令和7年度村表彰者の決定について	西興部村褒賞条例に基づく本年度の表彰者として、去る9月4日開催の表彰審査委員会に諮問の結果、別表3のとおり決定しました。

報告事項	報告内容
4. 諸要望について	去る7月25日、オホーツク圏活性化期成会において、国土交通省北海道開発局に対して、また、7月31日には、各関係省庁並びに道内選出の国会議員に対して、管内の懸案事項について要望しました。 去る7月30日及び31日、西紋別地区総合開発期成会及び高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会において、各関係省庁並びに道内選出の国会議員に対して、次の事項を要望しました。 【西紋別地区総合開発期成会要望事項】 ①国道239号線天北峠の視距改良工事の早期完成について ②主要道道遠軽雄武線（上藻地区）の整備促進について ③道営草地畜産基盤整備事業（草地整備型）の推進について ④中藻興部・興部線の携帯電話不感地帯における緊急通報体制の整備について 【高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会要望事項】 ○旭川・紋別自動車道の事業推進 ・「遠軽～上湧別道路」の事業促進について ・「上湧別～紋別」間の調査促進について 去る8月22日、立憲民主党オホーツク地区政策懇談会において、次の事項を要望しました。 ①国道239号線天北峠の視距改良工事の早期完成について ②主要道道遠軽雄武線（上藻地区）の整備促進について ③道営草地畜産基盤整備事業（草地整備型）の推進について

■審議された議案等と審議結果

議案番号	議案等	議案等の内容	審議結果
同意第1号	西興部村職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	現委員の佐久間純一氏、吉水一男氏、木原利幸氏の3名が9月26日で任期満了となるため、引き続き委員に任命することに同意しました。	同意決定
同意第2号	西興部村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	現委員の松浦隆子氏が9月30日で任期満了となるため、引き続き委員に選任することに同意しました。	同意決定
認定第1号 ） 認定第6号	令和6年度西興部村一般会計、3特別会計及び2事業会計の決算認定について	令和6年度一般会計、3つの特別会計及び2つの事業会計の決算認定について、はじめに村長、副村長、企画総務課長、産業建設課長から決算説明が行われ、引き続き桜井代表監査委員による決算審査意見が述べられた後、会計毎に質疑を行い、各会計の決算を認定しました。	原案認定
報告第1号	令和6年度健全化判断比率等の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づくもので、西興部村の財政が健全に運営されていることが報告されました。	報告事項のため、採決はありません
議案第1号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	組合から脱退する団体（江差町・上ノ国町学校給食組合）が生じ、各組合の規約の変更について審議しました。	原案可決
議案第2号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について		
議案第3号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について		
議案第4号	西興部村議会議員及び西興部村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動に関し、選挙運動用通常葉書等の作成に係る公費負担の限度額が引き上げられたため、村の選挙においても同様の限度額とするための、条例の一部改正について審議しました。	原案可決
議案第5号	西興部村駐在員設置条例の一部を改正する条例の制定について	駐在員の報酬支給日を、村職員等の給与支給日と同様に毎月15日から20日にするための、条例の一部改正について審議しました。	原案可決



議案番号	議案等	議案等の内容	審議結果
議案第 6 号	西興部村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事院規則の改正及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正並びに地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴う、条例の一部改正について審議しました。	原案可決
議案第 7 号	西興部村職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う、条例の一部改正について審議しました。	原案可決
議案第 8 号	令和 7 年度西興部村一般会計補正予算案について	一般会計補正予算（第 6 号） 村内における酪農業の経営承継に必要な基盤整備に対する補助金や令和 6 年度一般会計決算剰余金にかかる財政調整基金への積立金などの増額補正について審議しました。 (補正額) 4,496 万 7,000 円 (補正後予算総額) 29 億 7,244 万 2,000 円	原案可決
議案第 9 号	令和 7 年度西興部村国民健康保険事業特別会計補正予算案について	国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） 令和 6 年度の事業費確定に伴い、既に交付済みの負担金及び交付金の返還等にかかる増額補正について審議しました。 (補正額) 25 万 4,000 円 (補正後予算総額) 1 億 1,375 万 4,000 円	原案可決
議案第 10 号	令和 7 年度西興部村介護保険特別会計補正予算案について	介護保険特別会計補正予算（第 1 号） 令和 6 年度分の介護保険給付費および地域支援事業費等の実績額確定に伴う償還経費などの増額補正について審議しました。 (補正額) 731 万円 8,000 円 (補正後予算総額) 1 億 4,671 万 8,000 円	原案可決
議案第 11 号	令和 7 年度西興部村簡易水道事業補正予算案について	簡易水道事業会計補正予算（第 2 号） 令和 6 年度決算審査における監査委員からの指摘を踏まえ、資本的収支の不足額に過年度分資本的収支調整額を充てることから、一般会計からの補助金を減額するなどの補正について審議しました。 【収益的収入及び支出】 (補正額) 70 万円 (補正後予算総額) 8,347 万円 【資本的収入】 (補正額) △ 37 万 6,000 円 (補正後予算総額) 3,393 万 3,000 円	原案可決
議案第 12 号	令和 7 年度西興部村下水道事業補正予算案について	下水道事業会計補正予算（第 2 号） 令和 6 年度決算審査における監査委員からの指摘を踏まえ、資本的収支の不足額に過年度分資本的収支調整額を充てることから、一般会計からの負担金を減額するなどの補正について審議しました。 【収益的収入及び支出】 (補正額) 70 万円 (補正後予算総額) 1 億 698 万円 7,000 円 【資本的収入】 (補正額) △ 17 万 9,000 円 (補正後予算総額) 6,433 万 5,000 円	原案可決
発議第 1 号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について	切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進することを国に求める意見書について議会として提案しました。 (提出者) 大友 浩芳議員 (賛成者) 吉水 一男議員	原案決定

別表1 工事請負契約の締結について

入札等 執行 年月日	工 事 名 等	相 手 側	締 結 年月日	工期限 年月日	契約金額 (円)	予定価格 (円)
R7.6.4	中藻地区配水管布設工事	(株) 郡 土 木	R7.6.6	R7.11.28	18,700,000	19,415,000
R7.6.4	検満メーター取替工事	(株) マ ル コ ウ	R7.6.10	R7.10.30	5,027,000	5,401,000
R7.6.24	森林基幹道札滑ウエンシリ線法面改良工事	(株) 大 西 組	R7.6.25	R7.12.10	23,430,000	23,991,000
R7.6.24	曝気装置分解整備工事	(株)クリタス北海道支店	R7.6.27	R8.2.20	7,436,000	7,590,000
R7.6.24	西興部地区配水管布設工事	(株)菅原設備工業(株)	R7.6.24	R7.10.31	1,738,000	1,804,000
R7.6.26	村内公衆wi-fi設備更改工事	東日本電信電話株式会社	R7.6.26	R7.9.30	1,485,000	1,496,000
R7.6.26	総合行政システム保守管理業務 その2	(株)コンピューター・ビジネス	R7.6.26	R8.3.31	4,580,730	4,580,730
R7.7.16	流 量 計 更 新 工 事	新栄クリエイト(株)	R7.7.16	R8.2.20	4,983,000	5,236,000
R7.7.16	浄水場内機器点検委託業務	新栄クリエイト(株)	R7.7.16	R7.11.28	2,123,000	2,233,000
R7.7.16	浄水場膜ろ過装置洗浄委託業務	新栄クリエイト(株)	R7.7.16	R7.11.28	1,419,000	1,507,000
R7.7.16	上藻配水池既設管閉止工事	(株)菅原設備工業	R7.7.16	R7.11.28	1,760,000	1,859,000
R7.7.16	西興部バス停歩道ブロック補修工事	(株) 郡 土 木	R7.7.16	R7.9.30	1,265,000	1,320,000

別表2 工事請負契約の締結について

入札等 執行 年月日	工 事 名 等	相 手 側	締 結 年月日	工期限 年月日	契約金額 (円)	予定価格 (円)
R7.7.16	バイオガスふん尿搬出路整備工事	(株) 郡 土 木	R7.7.18	R7.11.20	14,630,000	14,883,000
R7.8.7	ハ ウ ス 造 成 地 工 事	(株) 大 西 組	R7.8.7	R7.12.10	3,509,000	3,586,000
R7.8.7	越中団体道路境界杭設置測量委託業務	北 海 設 計 (株)	R7.8.7	R7.11.10	1,683,000	1,793,000
R7.8.27	札 滑 排 水 路 更 新 工 事	美 田 建 設 工 業 (株)	R7.8.29	R8.1.30	32,230,000	32,978,000
R7.8.27	橋梁長寿命化修繕計画策定委託業務	(株)中神土木設計事務所	R7.8.27	R8.1.20	3,190,000	3,421,000
R7.8.27	令和7年度草地分（令和6年度補正 予算）エゾシカ侵入防止電気柵購入	サ ー ジ ミ ヤ ワ キ 株式会社札幌営業所	R7.8.27	R7.11.10	5,014,900	5,128,200
R7.8.27	西興部村高齢者保健福祉計画・ 第10期介護保険事業計画策定業務委託	株式会社サーベイリサーチ センター北海道事務所	R7.8.27	R8.3.31	2,365,000	2,502,500
R7.9.10	中藻地区給水管布設工事	(株)菅原設備工業	R7.9.16	R7.12.15	5,280,000	5,379,000

別表3 令和7年度村表彰者一覧表

(敬称略)

表彰の種類	被 表 彰 者		表 彰 の 事 由
	住 所	氏 名	
勤続表彰	西興部	亀山 正人	消防団員を20年以上勤続されました。 長年にわたり、毎朝の小学校登校時に横断歩道や通学路に立ち、児童一人ひとりに声を掛け、悪天候の日や厳しい寒さの中でも休むことなく継続して通学児童の安全確保を徹底される姿は、子どもたちのみならず保護者や地域住民にも安心感を与えるものであり、その献身的な取り組みは村民の模範となるものであります。
善行表彰	西興部	近藤 悦子	
善行表彰	西興部	藤田 紀子	
善行表彰	西興部	中山 明美	

第三回定例会

一般質問

■がん検診について

（質問者 吉水一男議員）

がん検診についてご質問いたします。

日本では二人に一人ががんにかかり三人に一人は亡くなるといわれております。やはりがんという病気は恐ろしい病気であることは間違いがないこととであります。日本の部位別がん死亡者の上位は男性が肺がん、大腸がん、胃がん、すい臓がん、肝臓がん、女性は大腸がん、肺がん、すい臓がん、乳がん、胃がんとなっております。ようです。北海道は都道府県別のがん検診受診率は全国最低であると北海道新聞の記事にありました。本村では春に住民ミニドックとして、肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がんの検診、レディース検診として乳がん、子宮がんの検診を実施しています。村民の受診率がどうなっているかはわかりませんが、早期発見し早期治療をすることにより現役世代は早期の職場復帰が可能となり、高齢者は健康の維持により快適な生活を過ごすことが可能となります。医療の進歩は進んでいると思います。



し、検査技術の進歩も進んでいると思います。そこで、病院で検査をするのではなく、新しい検査の方法として自宅において尿を採取し検査機関に送るといった検査キットが販売されております。忙しい現役世代、病院に行って手続きで疲れてしまう高齢者も検査が簡便にできることが非常にうれしいと思います。しかし検査キットの購入価格が約七万円と高額であるので村からの支援があればありがたいと思っておりますが村長はどのように考えるか伺います。

(答弁 菊池村長)

ただいまの、吉水議員のご質問にお答えいたします。

日本のがん罹患状況については、議員ご指摘のとおり、二人に一人がんに罹患し、三人に一人が亡くなるとされており、がんは依然として重大な健康課題であります。本村では、例年五月に住民健診において胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がんの検診を、また七月には女性を対象とした乳がん・子宮がん検診を実施し、村民の健康保持と早期発見・早期治療に努めているところであります。

しかしながら、北海道は全国的に見てもがん検診受診率が最下位の水準にあり、本村におきましても、今年度の住民健診における受

診率は、胃がん検診一三・三％、肺がん検診三三・四％、大腸がん検診二一・一％、前立腺がん検診一二・六％、女性がん検診一一・八％にとどまっており、十分とは言えない状況であります。受診率の向上は本村にとって重要な課題であると認識しております。

一方で、議員からご紹介のありました自宅で尿を採取し送付するタイプの検査キットにつきましては、あくまでも「がんのリスク」を判定する検査であり診断を行うものではないです。

そのため、リスクが高いと判定された場合には、必ず医療機関で精密検査を受けていただく必要があります。また、検査の精度は一〇〇％ではなく、陰性と判定された場合であっても、安心せずに定期的ながん検診を受け続けることが重要であります。しかしながら、この検査結果そのものは医療保険の対象とならず、国や道の指針においても現時点で正式な検診とは位置づけられていないことから、導入については慎重な検討が必要と考えております。なお、道内の一部自治体においては、唾液によるリスク検査を導入しており尿検査に比べて費用が安価で、がんリスクの把握の一助となるとされております。こうした事例も参

考にしながら、検査精度の確認や費用対効果を十分に調査し、本村における実施のあり方を検討して参ります。いずれにいたしましても、がんの早期発見・早期治療のために、まずは村が実施する住民健診を積極的に受けていただくことが大切であります。今後も受診の啓発に努め、受診率の向上に取り組んで参ります。

以上を申し上げ、吉水議員のご質問に対する答弁といたします。

(再質問)

がん検診の受診率が十分とは言えない状況になっているようですが、状況の改善はどのように考えていらっしゃるのか一つ、また、医療技術の進歩、検査の技術の進歩がどんどん進んでいる中で、唾液によるリスク検査の実地をしている自治体もあるようで、本村でも実施のあり方を検討してまいりますとのご答弁をいただきました。私はこの定例会で、次年度の予算編成の検討事項になるようにと思っておりますので、検討結果を予算編成時に回答いただけますでしょうか？

(再答弁)

先ほど申し上げましたとおり、がん検診の受診率につきましては非常に低い数値となっておりますので、十分ではないというの

こともございますし、また、受診率を引き上げることは、住民の健康維持や病気の早期発見につきまして重要なことだと認識してございます。

一点目の受診率の向上についてどのような方法を考えられているかということでございますが、住民健診につきましては、今後も住民に対し今まで以上に啓蒙活動を行ってまいりまして、住民が非常に少ない自治体でございますので、できる限り一人ひとりに声をかけながら受診率の向上に努めていきたいと考えてございます。

また、二点目についてですが、来年度の予算に向けて、道内で既に導入されている自治体の状況も調べまして、費用的に十分対応できるのであれば予算に組み込んでいきたいと思いますが、いずれにいたしましても、検査キットでの検査が最終結果というわけではありませんが、それと併せて住民に検診を受けていただくといった部分と両方合わせて、より一層の受診率の引き上げに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

■各種委員会及び審査会委員のなり手不足について

(質問者 河田宙議員)

村の審議会や委員会メンバーは同じ名前が見られ、同じ方が継続して任命されていることが多い現状があるのではないのでしょうか。

委員会や審議会は主に平日の日中であり、平日の日中に仕事をしている人が多い中、このままでは農業や酪農を含めて自営業の方もしくは仕事を退職された方以外の参加は大変難しいと私は思っております。この委員会や審議会に関する委員のなり手不足につきまして、今後夜間に委員会や審議会を開催することで日中仕事をしている方も参加しやすくなるなど、何か制度的な改善は検討しているのか、村長のご所見を伺います。

(答弁 菊池村長)

ただいまの、河田議員のご質問にお答えします。

各種審議会等につきましては、本村の様々な施策の推進に当たり、諮問に対する答申や案件に対する審査、幅広い意見の聴取などを目的に、委員の委嘱をさせていただいているところであり、ご多忙の中、お受けいただいている皆様には大変感謝しているところであります。本年度の予算で委員報酬を予算計上している行政委員を除く審議会や各種委員会等につきましては二四組織あり、委員の重複につきましては、二つ以上の委

員会等に所属されている方が三五名おり、五つ以上の委員会に所属されている方が五名いらっしゃいます。最多は八つの委員会等に所属されている方がおりますが、充て職によって委嘱が多くなつたことが要因でございます。人口減少が進む中で、委員を受けいただく方を探すのも大変な作業となっております。

おり、河田議員の言われるとおり、一人の方に複数の委員をお願いしたり、同じ方が長らく務めているケースもございます。ご質問にあります「今後夜間に委員会や審議会を開催することで、日中仕事をしている方も参加しやすくなる」とか、何か制度的な改善は検討しているのか」につきましては、既に教育委員会が所管する会議では、七つの会議を夜間に開催しております。そのほか第五期総合計画策定時の総合計画審議会においても委員の方々の意向を踏まえ、夜間の時間帯に会議を開催しております。委員をお受けいただいている方には、日中の方が出席しやすい方もいらっしゃいますので、基本的に会議の開催時間は委員の方々の意向を確認して調整しているところですので。なお、委員の重複に関しましては、本村にある委員会等でも、他の市町村では既に廃止しているものもあるようです。

で、時代背景等も踏まえ、形式的に開催しているものはないかなど、改めて設置の必要性などを十分に検討し、整理統合ができるものはないかなど、見直しを進めて参りたいと考えております。以上申し上げ、河田議員のご質問に対する答弁といたします。

(再質問)

夜間の開催を行っていることや、設置の必要性の検討を今後していくことはわかりました。その他に制度的な改善を考えていることがありましたら教えていただけますでしょうか。

(再答弁)

具体的改善について現状では考えてございませんが、小さな自治体でございますので、委員のなり手が不足しているのは当然のことでありまして、それぞれの委員会の今ある設置が正しいかどうかという部分を整理検討しながら、開催の時間帯についても、その都度、協議しながら進めてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、一つの自治体を維持していくために、最低限の役割分担での委員会・審議会の設置は必要不可欠なことで、できる限り委員の方に負担はかけないよう、今後進めてまいりたいと考えておりますのでご理解いただければと思います。

ばと思います。

■村民の要望と優先順位の付け方について

(質問者 河田宙議員)

村民からは日々さまざまな要望が寄せられているかと思えます。道路の補修、公共施設の修繕や改善、新しい施策への期待など、その内容は多岐にわたっております。

西興部村の施策について、「今年はこの仕事をします」の冊子に書かれている通り、人口規模を考えると大変多くの施策を実施していると感じております。内容も他市町村と比べて手厚い、と言われるものもあります。限られた財源と人材の中で、すべての要望をすぐに実現することは難しいのが現実だと思えます。そこで二つの点につきまして、伺います。

一点目に、村に寄せられる要望について、村としてどのように整理し、優先順位をつけて対応や予算付けをしているのか、その考え方を聞かせください。

二点目に、その要望への優先順位の付け方や検討の過程について、村民に対してどのように説明・公開しているのか、村長のご所見を伺います。

(答弁 菊池村長)

ただいまの、河田議員のご質問

にお答えします。

村民の皆様からの村政への要望につきましては、毎年予算編成時期に上興部地区と西興部地区で開催している「地域づくり懇談会」があります。また、四月の駐在員会議におきましても、新年度予算の説明に合わせまして、村への要望等を伺っているところであります。その他各種審議会等などから出されたご意見やご提案をはじめ、農協や商工会などの経済団体からの支援の要望、公営住宅の修繕や生活する上での困りごとなど、村民の方からその都度連絡を受けるものなど様々あります。

ご質問の一点目の「村に寄せられる要望について、村としてどのように整理し、優先順位を付けて対応や予算付けをしているのか」につきましては、住民ニーズの多様化に伴い、様々な要望が寄せられますが、何かの要望にお応えするには予算が必要となります。

当然のことながら、議会での予算審議もありますことから、緊急性や必要性、村全体への影響や効果などを踏まえて、優先順位を判断していくこととなります。また、事業費が多額になるものは、補助金や有利な起債の有無、財政に与える影響などによって、実施の有無を判断するものもあります。

二点目の「要望への優先順位の付け方や検討の過程について、村民に対してどのように説明・公開しているのか」につきましては、優先順位の付け方や検討の過程に関して説明や公開はしておりませんが、要望があってもできないものについては、その都度理由を説明させていただき、ご理解を得る努力をしているところです。

いづれにいたしましても、私の基本的な考え方として、必要性が認められるものについては、可能な限り対応するということとしており、村民の皆様満足度の向上や、地域の経済の活性化、福祉や教育の向上など、住んでいて良かったと思われる村づくりにこれからも努めて参ります。以上申し上げます、河田議員のご質問に対する答弁といたします。

(再質問)

提案になりますが、要望を可視化できるように、村のホームページに例えば要望を掲示して、対応内容を公表してみたいかがでしょうか。また、村民が直接入力できる、例えば掲示板のような形で村民の要望を書くような欄を作つて、それに村から回答するものがあるならば、行政が見える化できるのではないかと考えておりますがいかがでしょうか。



(再答弁)

私は、平成二十七年二月にこの村長職に就任して以来、村民の皆様からのご意見やご要望等につきましては、緊急性、必要性などを十分加味しながら、村民の皆様の安全な暮らしのためにできる限り要望に添えてきたつもりでございます。要望の内容につきましては、

公共施設の修理修繕工事や台風等による農作物の被害に対する支援など、小さなものから大きなものまで多岐に渡っております。これまで私は、直ちに対応できるものにはすぐ対応するように職員に指示し、予算が必要なものについては当然議会との協議を行いながら、要望の事業が多額であり、財政状況に影響を与えるものにつきましては、有利な財源を検討した上で予算措置をしていくなどしてきたところですが、また、当初予算でなくても、住民から要望があり、それが住民にとって安心安全な暮らしに繋がるということであれば、補正予算を組んでもできるだけ早めに対応していきたいと、私は考えてございます。要望の可視化でございますが、地域づくり懇談会や個別に集まった会合での要望については、可視化していきたいと思いますが、個別の要望となりますと、どのような対応

が良いかは、今後掲示板等なども含めて内部等で検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

■水道料金の今後の動向について

(質問者 河田宙議員)

北見市の上下水道料金が九、〇九七円に改定する条例改正案が提出されるとのことです。他にも釧路市が八、四四一円、帯広市が七、四二五円と上下水道の金額が高額となっております。

現在、西興部村におきましては、単身生活者だと一ヶ月上下水道料金三千円弱が平均的な金額だと思いますが、将来的に水道料金の値上げは考えておりますでしょうか。考えているとしたら、いつ位に、どの程度値上げをお考えか、併せてお伺い致します。

(答弁 菊池村長)

ただいまの、河田議員のご質問にお答えいたします。水道事業は料金収入で賄う「独立採算制」が原則とされており、現在の情勢としましては、人口減少に伴い料金収入が減る一方、施設の耐震化や老朽化した水道管の更新などに費用がかかる他、人件費や物価高騰により維持費用も増加しております。人口密度が低い地域では値上げ幅はより大きくなるとみら

れ、将来、水道料金の地域格差が二〇倍超に広がるなどの試算もあります。国は経営効率化に向け自治体の枠を超えた広域連携を推進していますが、北海道のように隣町との距離が離れているような地域では、広域連携しても費用の減少が見込めず現実的ではないところです。村の上下水道料につきましては、一般家庭用においては月一〇m使用までの場合、上下水道料共に基本料金は一、五七〇円で合計して三、一四〇円となっております。近隣西紋三町の平均より千円以上安い状況で、令和六年度の決算で見ますと、簡易水道事業の経費回収率が三八・九％、下水道事業の経費回収率が三二・九％となっているところです。水道料金の推移につきましては、平成一〇年四月一日に値上げし一、五〇〇円になって以来据え置きしておりますが、消費税が八％になった平成二六年四月一日から三％値上げし一、五四〇円、消費税が一〇％になった令和元年一〇月一日から二％値上げし一、五七〇円としていくところです。今年度は平成二八年度に策定した経営戦略の改定年であり、国の指導としましては、独立採算制が原則でありますので、将来的に経費回収率を上げて行く方向で計画を策定しないと

補助事業に乗ることができなくなります。どの程度の値上げが妥協点になるかも含めて、今後、議員協議会の方でもご協議していただきながら決めて行きたいと考えておりますが、村民の生活を守るためには、高額な上下水道料金になるのは避けるべきことで、村としては一定程度の一般財源からの負担はやむを得ないと考えておりますので、村全体の今後の財源負担等も踏まえ慎重に検討してまいります。以上申し上げ、河田議員のご質問に対する答弁といたします。

(再質問)

独立採算制が原則ということですが、基本的には利用料金で賄わなければいけないということだと思えますけれども、一般会計から負担することはできるとい認識でよろしいでしょうか？

(再答弁)

先ほど申し上げましたとおり、基本的に公営企業会計においては独立採算制ということになってございます。ただし例外もございまして、消火栓の設置ですとか公共性が高く、料金で賄うことが適当でないといったものは、一般会計からの繰入金認められている状況にございます。北海道につきましては、大変広大な面積で、給水範囲も広く、私も小規模自治体

におきましては、人口減少などにより非常に施設の整備管理費等のコストが高く、料金収入だけでは使用料が高額になることから、一般会計からの繰入を行って運営することで料金を固定している状況でございます。独立採算制が原則でございますが、そういったことでは非常に高い金額になり住民も住みづらくなるといった部分もありまして、私どものプランにつきましても、できるだけ住民の負担のないように、議員の皆様のご理解を得ながら、一般財源から繰り入れさせていただいております。

ただし、今後、国からの指導等もあるかと思いますが、現段階では、今までもおり一般会計から繰入しながら、住民が暮らしやすいような低料金で進めていきたいと考えておりますが、今後の指導等によつては、現在の料金より引き上げていかざるを得ないといった状況もあり得ますので、その際は、議会の皆様方とご協議させていただきますが、今の段階で、いつどの程度といったことは全く言えませんので、将来的な値上げの時期となった場合には、十分協議させていただきたいということで、ご答弁に代えさせていただきます。

令和6年度決算も“早期健全化基準”をクリアしています

村の財政の健全度を示す“早期健全化基準”とは・・・

自治体の財政破綻を未然に防ぐため「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は毎年度の決算に基づき、財政の健全度合を指標化し、監査委員による審査及び議会への報告を経て、公表することが義務づけられています。

令和6年度決算に基づき各指標を算出した結果、下表のとおり危険ラインを示す早期健全化基準をクリアしています。

▼健全化判断比率

	令和6年度数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－（注1）	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	－（注1）	20.00%	30.00%
実質公債費比率	10.5%	25.00%	35.00%
将来負担比率	－（注1）	350.00%	

注1) 数値欄の「－」のうち、実質赤字比率および連結実質赤字比率は一般会計および各特別会計の決算が黒字であることから比率が発生せず、また将来負担比率についても、将来負担していくことが確定している債務や負担に対し、これを上回る収入見込と貯金（基金）があることから比率が発生しないことを表しています。

▼資金不足比率

	令和6年度数値	経営健全化基準
簡易水道事業会計	－（注2）	20.00%
下水道事業会計	－（注2）	

注2) 数値欄「－」は、資金不足額が発生していないことを表しています。

【言葉の説明】

- ・**実質赤字比率**：地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化。財政運営の深刻度を示すもの。数値が大きいほど深刻。
- ・**連結実質赤字比率**：一般会計や公営企業会計などすべての会計を合算し、赤字の程度を指標化。地方公共団体の財政運営の深刻度を示すもの。数値が大きいほど深刻。
- ・**実質公債費比率**：借入金（地方債）の返済額・これに準じる経費の大きさを指標化。資金繰りの危険度を示すもの。数値が大きいほど危険な状態。
- ・**将来負担比率**：一般会計などの借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担など、現時点での債務等の程度を指標化。将来の財政を圧迫する可能性を示すもの。数値が大きいほど将来の財政を圧迫する可能性が高い。
- ・**資金不足比率**：公営企業会計などの資金不足を、料金収入の規模と比較して指標化。経営状況の深刻度を示すもの。数値が大きいほど深刻。

ホテル森夢 令和6年度決算の概要

ホテル森夢の令和6年度の決算状況をお知らせします。

ホテル森夢は、村の出資率100%の第三セクターによる運営で、地域の皆様に愛され、親しまれるホテルづくりを目指しております。

令和6年度決算におきましては、国内景気に前向きな動きが見られ個人消費も回復傾向にあることから、売り上げは前年対比約5%増となりましたが、一方で急激な物価高に伴う仕入価格等の上昇による経費の大幅な増加により、運営補助金は4,300万円と前年度より700万円増加したところであります。

物価高騰等により引き続き厳しい経営環境ではありますが、これからも売上げの増加と経費削減に努めてまいります。

ホテル森夢は村の活性化にとって重要な施設でありますので、今後とも村民皆様の運営に対するご理解と、なお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

■株式会社 森夢 第31期（令和6年4月1日～令和7年3月31日）決算報告書より

【収入】

単位：千円

科 目	金額	内 容
営 業 売 上	101,298	客室、売店、入浴料、レストラン、スナック、道の駅 等の売上
営 業 外 収 入	56,857	村補助金、公民館維持管理受託料、手数料 等
うち村運営補助金	46,471	運営補助金（43,000千円） 電気・燃料費高騰事業者等支援事業補助金（3,471千円）
収入計（A）	158,155	

【支出】

単位：千円

科 目	金額	内 容
営 業 費 用	37,744	客室、売店、入浴、レストラン食材、スナック、道の駅 等の仕入
管 理 費	122,272	職員人件費、業務費（通信料・宣伝費他）、施設費（燃料・電気料・水道料他） 等
支出計（B）	160,016	

【利益（令和6年度剰余金）】

収入（A）－支出（B）＝ ▲ 1,861 千円

【累積利益（損失）】

▲ 12,282 千円



各会計の決算が議会で認定されました

令和6年度

一般会計決算状況

歳入	28億6,822万円
歳出	27億9,791万円
差引	7,031万円

決算

特別会計決算状況

(単位：千円)

会 計 名	歳入	歳出	差引	一般会計繰入金
国民健康保険事業	118,388	117,953	435	9,331
後期高齢者医療	20,149	20,117	32	8,599
介護保険	136,908	126,901	10,007	21,875

公営企業会計決算状況

(単位：千円)

会 計 名	歳入	歳出	差引	一般会計繰入金	備 考
簡易水道事業	収益的収支	97,610	96,301	1,309	
	資本的収支	7,672	47,038	△39,366	48,268 ※不足分は留保資金から補填
下水道事業	収益的収支	93,286	93,287	△1	
	資本的収支	39,029	62,876	△23,847	55,119 ※不足分は留保資金から補填

令和6年度西興部村一般会計、国保・後期・介護の3特別会計、簡水・下水の2公営企業会計の決算が、9月に開催された定例村議会で認定されました。一般会計の歳出においては、継続事業として、西興部忍路子線道路改良事業、道営土地改良事業を実施しましたが、令和5年度実施の森林公園改修整備事業やバイオガスプラント余剰熱利用ハウス関連事業が終了したことから、前年度決算比2億471万円の減となりました。また、歳入と歳出の差引による剰余金7,031万円は、翌年度へ繰り越して実施する事業の財源を含め、令和7年度会計に繰越されます。

3つの特別会計及び2つの公営企業会計では、法律などにより負担するものや借金返済等で不足する財源を補填するため、総額1億4,319万円(前年度対比4.1%増)を一般会計から繰り入れ歳入歳出のバランスを図っています。

■主な建設事業（一般会計）

(単位：千円)

事 業 名	金 額
西興部忍路子線道路改良事業	72,347
橋梁長寿命化補修事業（天北跨線橋撤去）R5線越事業	53,702
道営土地改良事業「西興部地区」負担金	50,424
橋梁長寿命化補修事業（六興中興部線）	32,252
村内イントラネットワーク機器更新工事	30,800
村道流末排水路整備事業	25,509
役場庁舎エアコン設置工事	14,575
札滑ウエンシリ線法面改良事業	13,712
農業水路等長寿命化事業（札滑排水路改修）	11,638
歯科診療所デジタルX線装置導入工事	9,348

■主な建設事業（一般会計）

(単位：千円)

事 業 名	金 額
下水道終末処理場耐震診断委託業務	19,250
流量計更新工事	6,050
検満メーター取替工事	4,510
下水道終末処理場機械設備外更新実施設計委託業務	4,070
マンホールポンプ分解整備工事	3,982

村税収入の内訳

(単位：千円)

科 目	金 額			構成比
	R 6	R 5	増減	
村民税（個人）	50,721	53,361	△2,640	48.0
村民税（法人）	7,396	4,062	3,334	7.0
固定資産税	38,006	39,304	△1,298	35.9
村たばこ税	6,777	7,017	△240	6.4
軽自動車税	2,868	2,988	△120	2.7
合 計	105,768	106,732	△964	100.0

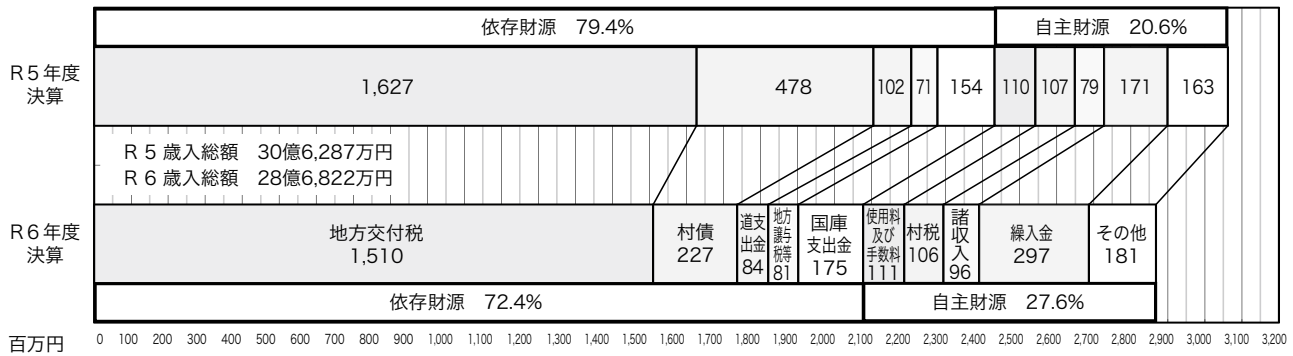


R6年度整備の「忍路子線道路」

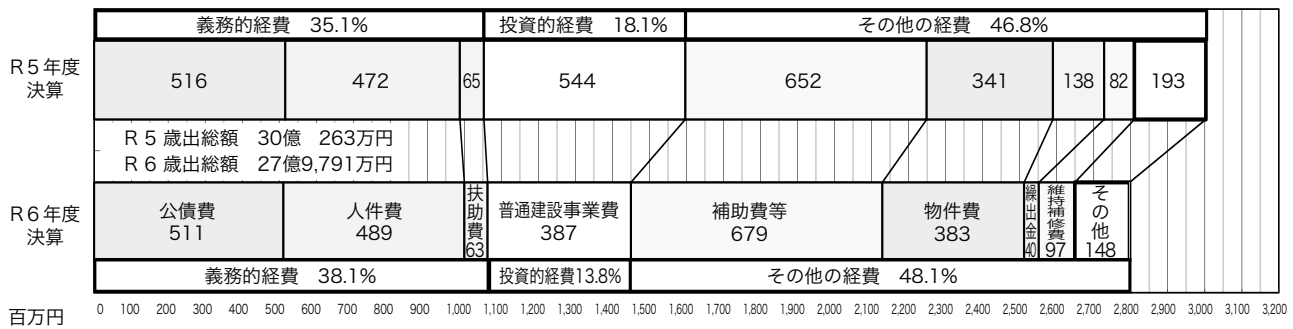
【一般会計の決算状況】

(単位：百万円)

歳入の状況



歳出(性質別)の状況



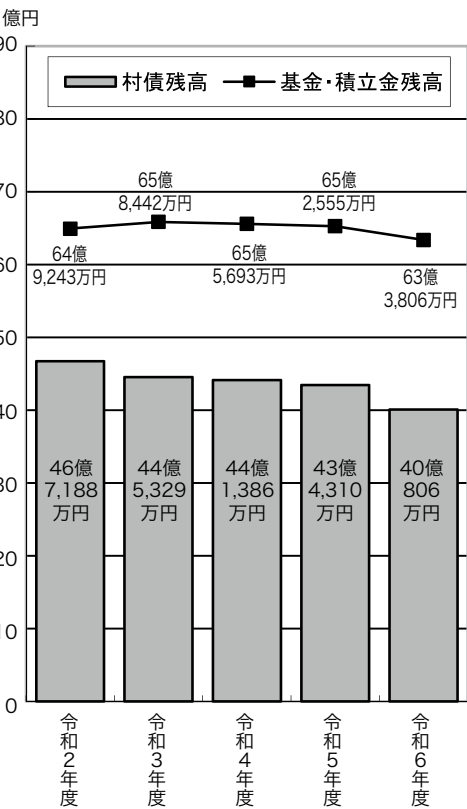
※簡易水道及び下水道の公営企業会計移行に伴い、財源補填の歳出性質は繰出金から補助金へ変更となっています。

村債残高(令和6年度末)

(単位：千円)

目 的 別	
過疎債	2,680,462
総務債	72,386
民生債	0
衛生債	0
農林水産業債	95,228
土木債	120,949
公営住宅債	352,239
教育債	39,306
災害復旧債	0
臨時財政対策債	82,839
緊急防災・減災債	25,444
その他	3,257
一般会計債小計	3,472,110
簡易水道会計債	302,567
下水道会計債	233,387
総 合 計	4,008,064
(参考) 令和5年度末現在	4,343,104
増 減 額 (R6 - R5)	▲335,040

村債(借金)残高及び
基金・積立金残高の推移



基金・積立金現在高

(令和6年度末)

(単位：千円)

財 政 調 整 基 金		716,111
減 債 基 金		562,269
特 定 目 的 基 金	公 共 施 設 整 備	567,420
	社 会 福 祉 事 業	33,644
	ふ る さ と 業 振 興 事 業	105,954
	名 寄 線 代 替 輸 送 確 保	256,793
	義 務 教 育 保 施 設 整 備	230,565
	木 夢	400
	酪 農 振 興	22
	ふ る さ と 応 援	29,374
	バ イ オ ガ ス プ ラ ン ト 事 業	59,567
	森 林 環 境 税 譲 与	20,492
基 金 合 計		2,582,611
備 荒 資 金 組 合 積 立 金		3,717,252
国 保 財 政 調 整 基 金		33,208
介 護 財 政 調 整 基 金		4,992
総 合 計		6,338,063
(参考) 令和5年度末現在		6,525,550
増減額 (R6－R5)		▲187,487



「西興部村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、西興部村職員の給与、勤務時間等の勤務条件、採用等の状況を公表します。

③その他手当の状況（令和6年度）

区 分	支給実績	支給対象 職員数	1人当たりの 平均支給額
扶 養 手 当	3,013,500円	15人	200,900円
管 理 職 手 当	2,864,520円	6人	477,420円
住 居 手 当	3,948,300円	24人	164,513円
特 殊 勤 務 手 当	25,000円	10人	2,500円
通 勤 手 当	50,400円	1人	50,400円
児 童 手 当	2,050,000円	11人	186,364円
寒 冷 地 手 当	4,328,300円	42人	103,055円
時 間 外 手 当	8,909,986円	37人	240,810円
宿 日 直 手 当	506,000円	38人	13,316円
管理職員特別勤務手当	0円	0人	0円

(7)特別職等の報酬等の状況（令和6年度）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額 等
給 料	村 長 700,000円
	副村長 575,000円
	教育長 530,000円
報 酬	議 長 260,000円
	副議長 209,000円
	監 査 長 189,000円
	常任委員長 189,000円
	議 員 175,000円
期 末 手 当	(令和6年度支給割合)
	村 長 4.6月分 加算割合：15%
	副村長 4.6月分 加算割合：15%
	教育長 4.6月分 加算割合：15%
	(令和6年度支給割合)
	議 長 4.6月分
	副議長 4.6月分
	監 査 長 4.6月分
	常任委員長 4.6月分
	議 員 4.6月分
退 職 手 当	(算定方式)
	村 長 給料月額×在職年数×5.126月 任期毎
	副村長 給料月額×在職年数×3.234月 任期毎(同職通算有)
	教育長 給料月額×在職年数×2.838月 任期毎(同職通算有)

(8)特別職等の寒冷地手当の状況（令和6年度）

区 分	支給実績
村 長	147,000円
副村長	147,000円
教育長	147,000円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間の状況（令和7年4月1日）

1 週間の 勤務時間	開始 時間	終了 時間	休息 時間	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	無	12時00分～13時00分

(2)年次有給休暇の取得状況

（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

総付与日数	総取得 日数	対象職員数	平均取得 日数	消化率
1,443日	478日	38人	9.6日	27.4%

(3)育児休業の取得状況（令和6年度）

区 分	男性	女性	計
承 認 件 数	0件	1件	1件
期間延長の承認件数	0件	0件	0件

(4)介護休暇の取得状況（令和6年度）

区 分	男性	女性	計
承 認 件 数	0件	0件	0件

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、心身の故障等により職務に支障がある場合などに休職等の処分を行うことです。

懲戒処分とは、地方公務員法等に違反した場合や職務上の義務を違反した場合、職務を怠った場合、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない行為を行った場合に行われる減給や停職等の処分のことです。

令和6年度の分限処分：該当者なし

令和6年度の懲戒処分：戒告0名、減給0名

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第38条の規定に基づき、職員の営利企業等への従事の許可を行っています。

(1)許可件数の状況（令和6年度）

営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ねる場合	0件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（統計調査等）	0件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)研修の状況（令和6年度）

研 修 名	対象者	修了者数
接遇応対研修	採用1年目の職員	4人
新規採用職員基礎研修	採用1年目の職員	2人
町村初級職員研修	採用2年目の職員	2人
町村中級職員研修	採用4年目の職員	1人
わかりやすい文書作成研修	採用1年目の職員	2人
新任管理者基礎研修・監督者研修	課長・係長	4人
専門研修	課長・係長・主査・主事	4人
(人事評価・法令実務・業務改善手法)		
職員研修会	全職員	47人

(2)勤務成績の評定の状況（令和6年度）

職員の昇任、昇格、人事異動等を実施する際には、任命権者が職員の有する能力及び適正、勤務実績等に基づき総合的に判断し、勤務成績の評定を行っています。

また、管理職について、組織的、効率的な業務遂行の一層の推進や組織の活性化のため、職員能力開発や人材育成を図るための人事評価制度を導入しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)健康管理事業の状況（令和6年度）

項 目	受診職員数
村が実施する住民健診及び人間ドック	58人

(2)互助会等への公費補助の状況（令和6年度）

団体名	金額	一人あたりの公費負担額
北海道市町村職員福祉協会	119,466円	2,542円

(3)その他福利厚生事業の状況（令和6年度）

事業内容	職員数
西興部村職員勤続表彰	0人
西興部村職員特別表彰	0人

西興部村人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)新規採用者数

①令和7年4月1日

区分	試験			選考			合計
	男性	女性	計	男性	女性	計	
職種							
一般職	0人	0人	0人	2人	0人	2人	2人
医療職	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

②令和6年4月1日

区分	試験			選考			合計
	男性	女性	計	男性	女性	計	
職種							
一般職	0人	0人	0人	3人	1人	4人	4人
医療職	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人

(2)再任用の状況（令和7年4月1日現在）

再任用職員数	4人
--------	----

(3)退職者数（令和6年度）

区分	男性	女性	計
定年退職	0人	0人	0人
勸奨退職	0人	0人	0人
その他	3人	0人	3人

(4)部門別職員数の状況（各年度4月1日現在）

部門	令和6年度	令和7年度	増減数	主な増減理由
福祉関係を除く一般職政部門	議会	1人	1人	0
	総務	14人	13人	△1
	税務	2人	1人	△1
	農林水産	3人	4人	1
	商工	2人	2人	0
	土木	3人	4人	1
	小計	25人	25人	0
福祉関係部門	民生	8人	7人	△1
	衛生	7人	7人	0
	小計	15人	14人	△1
一般行政部門計	40人	39人	△1	
特別行政部門	教育	4人	5人	1
公営企業等会計部門	下水道	1人	1人	0
	その他	2人	3人	1
	小計	3人	4人	1
総合計	47人	48人	1	

(5)職員の登用状況（令和7年4月1日現在）

区分	課長等	主幹	係長	主任	主査	係	計
男性	7人	0人	14人	0人	0人	12人	33人
女性	0人	0人	1人	4人	0人	10人	15人
計	7人	0人	15人	4人	0人	22人	48人

2 職員の給与の状況

(1)人件費の状況（令和6年度決算額）

人件費	343,587千円
-----	-----------

※人件費とは、一般職及び特別職の給与、共済費、福祉協会負担金です。

(2)職員給与費の状況（令和6年度一般会計決算額）

職員数	職員給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
44人	154,407千円	25,696千円	61,769千円	241,872千円

※職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含んでいません。

(3)職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区分	一般行政職	医療職
令和7年		
1月1日現在	平均給料月額（円） 280,705	299,225
	平均給与月額（円） 280,705	243,920
	平均年齢（歳） 41.9	33.8
令和6年		
1月1日現在	平均給料月額（円） 289,917	302,233
	平均給与月額（円） 289,917	190,260
	平均年齢（歳） 43.1	38.7

※平均給料月額とは、基本給の平均額です。

※平均給与月額とは、給料と毎月支給の手当（扶養手当、住居手当等）の合計の平均額です。

(4)職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分	一般行政職（円）	医療職（円）
高校卒	188,000	—
短大卒	204,400	249,400
大学卒	220,000	255,400

※国の制度と同じです。

(5)級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	標準的な職務内容	一般行政職
1級	主事補・主事・技師補・技師	9人
2級	主事・技師	6人
3級	主事・技師・主査・主任・係長	9人
4級	主査・主任・係長	11人
5級	主幹・課長補佐・主任技師・事務局長・室長・課長・教育委員会の次長	2人
6級	主任技師・事務局長・室長・課長・教育委員会の次長	5人

②医療職

区分	標準的な職務内容	医療職
1級	准看護師	0人
2級	准看護師・主査准看護師・看護師・保健師	2人
3級	主査准看護師・看護師・保健師・主任看護師・主任保健師	3人
4級	主任看護師・主任保健師・看護師長・保健師長	1人
5級	看護師長・保健師長	0人

(6)職員手当の状況（令和7年4月1日現在）

①期末・勤勉手当

一人当たりの平均支給額（令和 6 年度）1,403,847 円		
（令和 6 年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	1.0 月分
12月期	1.275月分	1.075月分
計	2.5 月分	2.1 月分

(加算措置の状況)

職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算5～15%

②退職手当

（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続30年	34.7355月分	40.80375月分
最高限度額	47.7090月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）	

※支給率等は北海道市町村職員退職手当組合に基づいています。



各種おしらせ

【役場からのお知らせ】

■「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発送されます

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛に発送されますので、年末調整や確定申告の際に使用してください。

控除の対象となるのは、令和7年中に納められた保険料の全額で、ご家族（配偶者やお子様等）の国民年金保険料を払っている場合は、ご自身の保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

社会保険料控除を受けるためには、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となりますので、証明書がお手元に届きましたら、大切に保管してください。送付スケジュールは次のとおりです。

- ① 1月1日～9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
↓ 10月下旬から11月上旬にかけて順次発送
- ② 10月1日～12月31日までの間に

国民年金保険料を納付された方
（①の対象者を除く）→ 令和8年2月上旬

■燃やすごみの中に燃やさないごみを入れてはいけません

収集した燃やすごみは村ごみ処理場に搬入後、紋別市にある西紋別地区広域ごみ処理センターに運び、そこで処理していますが、同センターから燃やすごみの中に燃やさないごみ（主に金属または金属が付属したごみ）が混入したところにより焼却装置が運転中に停止することが多々発生しているという報告を受けています。

以上のことから、燃やすごみの中に燃やさないごみを入れないようご協力をお願いします。

◆お問い合わせ

西興部村役場住民生活課環境係
電話 87-2114

■『秋の火災予防運動』が始まります！

秋の火災予防運動が10月15日から31日まで、全道一斉に実施されます。

この運動は、住民の皆様の防火に関する意識や行動力を高めて頂くことで、火災の発生を未然に防止し、万が一発生した場合にも被害を最小限に抑えることにより、尊い命と貴重な財産を守ることを目的としています。

これからの季節は、暖房器具の使用に伴い、火災の危険性が高くなります。特に暖房の使い始めの際は、点検や清掃を行うなど、火災を発生させない環境づくりにご協力をお願いします。

なお、期間中は広報車と消防車による広報活動や防火査察を実施いたしますので、住民皆様のご理解とご協力をお願いします。

令和7年度全国統一防火標語

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

「3つの習慣」

- ・寝たばこは絶対にやめる
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

「4つの対策」

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ・寝具、衣類及びカーテンからの

火災を防ぐために、防災製品を使用する

- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

不明な点がある方は『紋別地区消防組合消防署西興部支署（TEL 0158-87-2537）』までご連絡下さい。

ストーブ火災に注意！

- ・上に洗濯物を干さない
 - ・給油するときは火を消す
 - ・回りを整理整頓する
- 寝るときは必ず火を消す!!



たばこ火災に注意！

- ・灰皿には水を張る
 - ・吸い殻を溜めない
 - ・ポイ捨てはしない
- 寝たばこは絶対にやめる!!



天ぷら油火災に注意！

- ・目をはなさない
 - ・離れるときは火を消す
 - ・過熱防止コンロを使う
- 使用後は必ず火を消す!!



電気火災に注意！

- ・ほこりを溜めない
 - ・たこ足配線をしない
 - ・丁寧に扱い束ねない
- 使用しないときはコンセントを抜く!!



【厚生労働省より】

■みんなでチェック！ 最低賃金

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

- 最低賃金額 時間額1、075円
効力発生日 令和7年10月4日
- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、随時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 鉄鋼業で働く方には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

【法務省より】

■公証週間のお知らせ

10月1日（水）から10月7日（火）までは公証週間です。

公証人は、公証役場において遺言や大切な契約などの公正証書の作成、会社を設立する際の定款の認証などを行っています。

公証人は、法務大臣によって任命される公務員です。

「遺言は、公正証書で作成してみませんか？」

遺言者の家族関係にふさわしい形で財産を承継させるには、遺言をしておくことが一番です。遺産争いを予防し、紛失の心配もないので、後に残された方々が困りません。原本は公正役場で保存していますので、偽造・変造の心配ありません。

また、公証人が自宅や病院（施設）へ出向いて遺言書を作成することもできます。

公正制度の詳細については、公正役場又は法務局にお問い合わせください。

・旭川公証人合同役場

旭川市6条通8丁目37番地22

68ビル5階

電話（0166）23-0098

・名寄公正役場

名寄市西1条南9丁目35番地

電話（01654）3-3131

・旭川地方法務局

旭川市宮前1条3丁目3番15号

電話（0166）38-1144

日本公証人連合会のホームページにおいても、動画等により公正制度等を紹介していますので御利用ください。

(<https://www.koshonin.gr.jp/>)

【その他】

■自衛官等採用要項

「募集種目 一般曹候補生

（陸・海・空自衛隊）」

◇資格 18歳以上33歳未満の男女

◇将来の展望 部隊の基幹隊員で

ある陸・海・空自衛官を養成する

終身雇用が原則の制度です。入隊

後、教育課程や部隊勤務で知識や

経験を積み2年9ヶ月経過以降選

考により曹へと昇任します。募集

資格年齢を広くとっているため高

校・大学新卒者から社会人経験者

まで多様な経験を持った人材が入

隊することが可能で、自分の能力

や志向に合わせて知識と技能を高

め「なりたい自分」の実現を目指

すことが出来ます。

◇募集期間

9月16日(火)～11月21日(金)

◇試験日

11月29日(土)～12月4日(木)

のうち指定する1日

「募集種目 自衛官候補生

（陸・海・空自衛隊）」

◇資格 18歳以上33歳未満の男女

◇将来の展望 任期制の採用で、

約3か月の教育後に2等陸（海

空）士に任官し、その後9か月で

1等陸（海空）士、さらに1年後

に陸（海空）士長に昇任します。

任期満了時に所定の退職金を受け

取り、自衛官を継続するか再就職

するかを選択することが出来ます。継続を選択した場合、選抜試験に合格し昇任すれば定年まで自衛官として働くことが出来ます。

再就職においても資格取得等、万全の救護体制で高い就職率を保持しています。

◇募集期間

年間を通して募集しています。

◇試験日 毎月実施しています。

「募集種目 陸上自衛隊高等工学校」

◇資格 令和8年4月1日現在、

15歳以上17歳未満（平成21年4月

2日から平成23年4月1日までの

間にうまれた者）の男子で、中学

校卒業又は中等教育学校の前期課

程修了者（令和8年3月に中学校

卒業又は中等教育学校の前期課程

修了見込みの者を含む。）

◇将来の展望 普通科高校と同

等の教育を行う『一般教育』、理

工系の専門的な技術の教育を行

う『専門教育』、陸上自衛官とし

て必要な防衛教養や各種訓練を行

う『防衛基礎学』を主たる教育と

して実施し、将来、生徒が多種多

様な分野で活躍するための基礎を

作ります。その他、クラブ活動や

様々なイベントを通じて人格面で

の成長を促します。

◇募集期間

10月1日(木)～令和8年1月15日(木)

◇試験日

一次試験

令和8年1月24日(土)又は1月25日(日)のいずれか指定された日

二次試験

令和8年2月12日(木)から2月15日(日)までの間の指定する日

■お子さまの教育資金を国の教育

ローン（日本政策金融公庫）が

サポート！

「国の教育ローン」は、高校、

短大、大学、専修学校、各種学校

や外国の高校、大学等に入学・在

学するお子さまをお持ちのご家庭

を対象とした公的な融資制度です。

◇融資額 お子さま1人につき

350万円以内

◇金利 年2・85%

※母子家庭の方などは年2・45%

（令和7年8月1日現在）

◇返済期間 20年以内

◇HP「国の教育ローン」で検索

◇お問い合わせ

教育ローンコールセンター

0570-0008656（ナビ

ダイヤル）または（03）53

21-8656

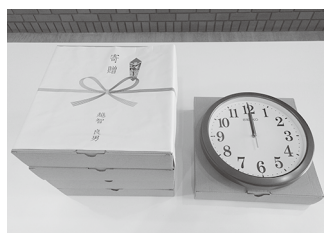
■建退共々建設現場で働く労働者

のための国の退職金制度です



建設業退職金
共済制度広報の
QRコード

南幌町在住の越智良男様より 体験農園コテージへ掛時計をご寄贈いただきました



去る8月28日、南幌町在住の越智良男様から体験農園コテージへ掛時計5台をご寄贈いただきました。

越智様のご厚情に感謝申し上げますと共に、厚くお礼申し上げます。大切に使用させていただきます。

安心

有利

簡単

建設業の退職金なら

建設業

退

共

済

6つの特長

- 国の制度で安全確実
- 掛金が一部免除
- 転職時は企業間を連通して計算
- 経営事項審査で加算
- 掛金は損金扱い
- 電子申請方式で手続き簡単

(独)勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

検索

TEL 03-6731-2866



Assistant Language Teacher

クリスティーン
ハフ Christine Huff

Alaska

Juneau

ALT 講師の滞在記

こんにち

こうして文章を書いていると、夏の終わりを感ずるいくつかの瞬間が思い浮かびます。

ジーンズをはいても暑くなくなったこと、今日は「セーターを着ようかな」と考えたこと（結局は着ませんでした）、夜は毛布をかけて眠っていること、去年の8月にも現れた大きな蛾がまた飛び始めたこと、道端の花が黄色いヒナギクやヒマワリに変わったこと、朝は霧が出ていて、合唱の練習に車で出かける頃にはもう暗くなっています。

まもなく秋、そして冬がやってきますね。

この夏は本当に素晴らしいものでした。

8月21日で、ベン、ピンゴ、そして私が西興部に来てから1年が経ちました。紋別空港に降り立った1年前のあの日と比べると、今の生活はまるで別もののようです。

最初の数週間は、本当に戸惑いの連続でした。皆さんがとても親切にしてくださいましたにもかかわらず、何もかもが違っていて混乱していました。運転は道路の反対側、景色もジュノーの濃い緑の山々や深い青い海とは違っていました。人の話を必死で聞いて、わかるときの単語を拾おうとしました。挨拶のときにお辞儀をする習慣も知らず、役場で紹介されたときには大失敗。何をし

ていいのか、まったく分かりませんでした。

得意だと思っていた食料品の買い物でさえ大変でした。空港からの帰りにスーパーに寄ったのですが、何を買えばいいのか見当が付きません。日本の食べ物にはアメリカとは大きく違い、慣れ親しんだ冷凍食品や小麦粉、チエダーチーズなども見つかりません。知っているものでも包装が違うし、日本語のラベルが読めないのも棚から見つけ出せないのです。その日は慌ててお米やお肉を少しだけ買いました。でも今では、買い物の達人！ お金もあつという間に使えてしまいます。買い物はもうストレスではなく、楽しい時間になりました。

この1年で、日本のたくさんの方が「楽しいもの」に変わりました。振り返ると、本当に多くのことを学び、成し遂げてきたと感じます。

この夏の大きな達成は、日本の運転免許試験に合格したことです。北見まで何度も通い、教習を受け、試験も繰り返し挑戦しました。「カーブではブレーキを踏まない」とか、「発進前の5つの確認」も自信を持ってできるようになりました。北見までの道のりは長くて大変でしたが、旅そのものを観光に変えて楽しみました。サロマ湖でのサイクリング、湧別のチューリップ畑、知床の断崖から流れ落ちる滝、北見の美味しいレストラン、回転寿司も

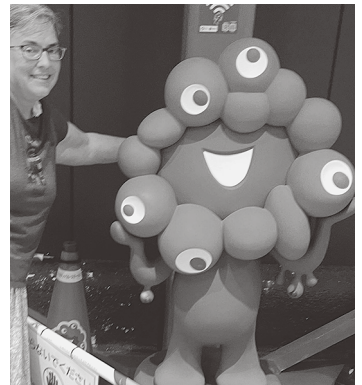
楽しめましたし、和風タコスを出す「カクタス」というお店もお気に入りになりました。

鳥が大好きな私は、特にタンチョウに心を奪われました。春の間、紋別の南の畑に2羽のタンチョウがいたので、渡りの途中だったのか、冬に南下しなかったのか分かりませんが、本来いないはずの場所にいる姿を見るのは特別な体験でした。北見へ行くたびに探しては、見つけるたびに心が弾みました。

7月には、2人目の孫ジュリアンが誕生しました。来年の夏、帰国したときに会えることを楽しみにしています。

また、娘のエミリーが日本に遊びに
来てくれました。ペンと一緒にフエリ
ーで東京に行き、羽田空港で迎えまし
た。そこからは夢のような旅行が始ま
りました。デイズニールランド、デイズ
ニール、ユニバーサルスタジオ、万
博2025、チームラボ、東京スカイ
ツリー、大阪城、伏見稲荷大社、奈
良。エミリーとペンは任天堂ファンな
ので、見つけた任天堂ショップは全部
立ち寄りました。私はキルト好きなの
で、東京の「布の街」で大満足。さら
に三重県志摩市の「びん玉ロード」も
訪ねました。山道を抜け、昔ながらの
家並みを通り抜け、光るガラス玉が並
ぶ1kmの道にたどり着いたときの感動
は忘れられません。

旅行を通して、日本の「古さ」に圧



倒されました。アメリカの歴史は250年ほど、アラスカはもっと浅い。それに比べて、日本では1585年に建てられた大阪城や、1300年の歴史を持つ伏見稲荷大社、300〜500年前の刀や火縄銃に触れることができるサムライミュージアム。教科書でしか知らなかった日本の姿を目の前で体感し、胸が震える思いでした。

東京で運転するのはすごく不安でしたが、実際には想像よりずっと簡単でした。道は狭いけれど、車より自転車が多く、スピードもゆっくり。シアトルでの運転の方がずっと大変でした。ゆっくり走るおかげで、街の中にある古い建物や美しい庭園、神社をじっくり眺めることができました。

フェリーで小樽に戻った後は、私たちの大好きな北海道の名所をエミリーに案内しました。硫黄山の噴気孔、阿寒湖、西興部の鹿牧場、そして絶対に欠かせないのは利尻礼文サロベツ国立公園の浜辺。エミリー自身にも、ガラスの浮き玉を見つけてもらいました。別れは寂しかったですが、エミリーは「来春の桜を見にまた来たい」と言ってくれました。

2年目が始まり、ベンと私は昨年の発見を繰り返し、さらに広げたいと思っています。まだ行けて

いない利尻や礼文にもぜひ足を延ばしたいです。

先日は、町の小さな道の駅で偶然見つけたチラシを頼りに、ガリンコ号IIでペルセウス座流星群を観に行きました。街の灯りから離れ、真っ暗な海の上で見た流れ星は、本当に魔法のようでした。

学校での授業も、この2年目はぐっと楽になりました。去年は何もかも手探りで、特に大人の会話クラスは試行錯誤の連続でしたが、今は自信を持って取り組みます。小学校・保育所の授業も、1年分の計画をベースに、より良い工夫ができるようになりました。中学校の流れも理解し、もう初心者ALITではありません。1年の経験があることは大きな安心感です。

頭の片隅では「いずれ終わりが来る」という寂しさを感じていますが、それ以上に、これから迎える秋・冬・春が楽しみです。間もなく山々を彩る紅葉、もっと挑戦したいクロスカントリースキーやスノーシュー、そして再び訪れる北海道の花の春。きっと素晴らしい2年目になります。

みなさん、良い秋を！



子育て支援センター『里住夢』だより



長く暑かった夏も、今では朝夕の風が涼しくなり、秋の気配を感じる季節になりました。

みなさん風邪等引かず、お元気で過ごしのことを思います。



秋の子育て支援センターでは、主な活動として、

☆遊びの広場（毎週火曜日）

【お散歩】

外での活動がしやすくなるこの季節に、お散歩を楽しんでみませんか？

木々の葉や風景の変化を感じながら歩きましょう。

落ち葉や木の実を集めて、製作も計画しています。

【ハロウィン】



10月29日につづくりの衣装を身に着けて、「ハッピーハロウィン！」「トリックオアトリート！」と街の中を歩きますよ。

可愛い姿を皆さんに見てもらいましょう。たくさんの方の参加をお待ちしています。

【クリスマス】

みんなが楽しみにしているクリスマス会も計画していますよ。

ツリーを飾ったり、サンタさんにプレゼントをもらって、美味しいおやつを食べましょう。

（12月下旬）

☆ほっと広場（毎週水曜日）

【お茶会】

おうちでゆっくりとお茶を飲む時間が無いお母さんも、この日はおしゃべりをしながら、美味しいお菓子やお茶でリラックスタイムはいかがですか。

【キッズサロン、助産師相談他】

講師を招いて、育児についての相談や、お母さんの悩み等について専門的なアドバイスをしています。

是非この機会に、ご利用ください。

○開館日

月～金曜日（土・日・

年末・年始・祝祭日は休館）

○開館時間

（10月～3月）午前10時～午後3時

○問い合わせ

役場保健福祉課
TEL 87-2114

保健師だより

腸活の秋、始めませんか？

「腸活」という言葉を耳にしたことはありませんか？腸は食べ物の消化吸収を担うだけでなく、身体の免疫機能や心の健康にも深く関わっており、「第二の脳」と呼ばれることもあります。

腸内環境を整えることで、感染症にかかりにくくなり、便秘の改善、さらには気分の安定や集中力向上にもつながると言われています。

【秋は腸にうれしい

食材が豊富】

秋は、腸を元気にしてくれる食材が豊富な季節です。さつまいも、れんこん、ごぼう、きのこ類には食物繊維がたっぷり含まれています。食物繊維は腸の中を掃除してくれるだけでなく、腸内の善玉菌の餌にもなり、腸内環境を改善してくれます。

また、柿やりんご、梨といった秋の果物には、腸内細菌のバランスを整える成分が含まれており、おやつやデザートにおすすめです。

他には、味噌や納豆、ヨーグルト、漬物などの発酵食品には、乳酸菌や納豆菌などの善玉菌そのものが含まれていて、腸内に直接働きかけられます。



【生活習慣も腸活のカギ】

腸活というと食べ物ばかりに注目しがちですが、実は「規則正しい生活習慣」も大切なポイントです。

朝食をしっかりとると、体内時計が整い、腸の動きが活発になります。特に水分を含む温かい汁物や発酵食品を朝に摂ると、腸にやさしいスタートが切れます。

また、ウォーキングやストレッチ、軽い筋トレなどで体を動かすと、腸の動きが活発

になり便通の改善につながります。長時間座りっぱなしは腸の働きを妨げるため、仕事や家事の合間に立ち上がって体を伸ばすことも効果的です。

さらに、睡眠とストレスケアも欠かせません。睡眠不足や強いストレスは自律神経の乱れを招き、腸内環境を悪化させます。就寝前のスマホを控え、ぬるめのお風呂でリラックスする、深呼吸や軽い運動でストレスを発散するなど、心身を休ませる習慣を取り入れましょう。

このように食事だけでなく、運動や休息という生活全般が腸活につながります。

腸が元気だと身体も心も元気になるります。秋の味覚を楽しみながら腸活を始めましょう！



問い合わせ 保健福祉課 保健係
TEL 87-2114

敬老会が開催されました

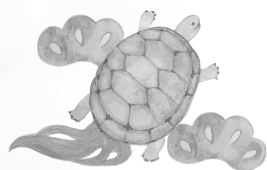
多年にわたって地域社会の発展に尽くしてこられた皆様のご長寿をお祝いするため、敬老の日に敬老会が開催されました。

村から敬老祝い金・記念品をお渡しした喜寿等の方は、次のとおりです。
いつまでも、お元気でお過ごしください。

◇喜寿（77歳）祝い金対象者 （敬老会贈呈）

眞鍋 秀子 さん
林 ユウ子 さん
細川まさえ さん
河野まさ子 さん
池本多美子 さん
伊藤 道雄 さん

◇米寿（88歳）祝い金 （各戸贈呈） 20 ページに別途掲載



◇85歳 記念品対象者 （敬老会贈呈）

池田 幸子 さん
佐藤チエコ さん
鈴木 則子 さん
目黒 キク さん
千葉 淳子 さん
江端 儀 さん
今 節子 さん
谷口よう子 さん
永山美江子 さん

◇夫婦 180歳 記念品対象者 （敬老会贈呈）

猪瀬 進 さん
猪瀬 愛 さん





長澤 末 さん



宮川 静子 さん



中山 佐智子 さん



武藤 昭男 さん



佐々木 信夫 さん



角 正旦 さん



佐藤 信子 さん



村形 惣太郎 さん



青砥 フミ子 さん



鐵川 幸弘 さん



富永 豊子 さん



大西 弘 さん



高橋 則雄 さん



千葉 光江 さん



水口 由香里 さん

88歳(米寿)のお祝い金贈呈



村内で88歳を迎えられた方へ、村からお祝い金を贈呈しております。
令和6年10月から令和7

年8月までに88歳を迎えられた方は次のとおりです。いつまでもお元気で過ごしてください。

人のうごき

(9月30日現在)

(6月30日対比)

人 口	938人	(± 0人)
男	472人	(- 3人)
女	466人	(+ 3人)
世 帯 数	631世帯	(- 1戸)

はじきります! 国勢調査

インターネット回答で
かんたん便利に!

調査期日
2025年
10月1日

国勢調査2025